

人口動態

(昭和59年4月1日現在)

広報 CLST

No.371

'84 5

発行・幸田町役場 愛知県額田郡幸田町大字菱池字黒方11番地
編集・企画課 ☎ 2-1111 (有)2458 印刷・あいち印刷

総 人 口	27,538人
内 男	13,701人
内 女	13,837人
世 帯 数	7,404戸
出 生	37人
(3月 中異動)	
死 亡	15人
転 入	295人
転 出	187人
男 20人	男 20人
女 17人	女 17人
男 6人	男 6人
女 9人	女 9人
男 145人	男 145人
女 150人	女 150人
男 85人	男 85人
女 102人	女 102人



運転手さん、
交通ルール守ってね!

4月9日、春の交通安全運動の一環として、幸田保育園の園児が一日警察官になり、ドライバーに交通安全を呼びかけました。

主な内容

- 2 P 着実に進む区画整理事業
- 4 P 59年度主要事業報告
- 5 P 地方税法の改正
- 6 P 松くい虫駆除にご理解を
- 7 P 町政モニター会議結果
- 8 P 農業基盤整備58年度の成果
- 9 P 福祉の窓口
- 11 P 人の動き（人事異動報告）

よいまちづくりを目指し

進む区画整理事業

道路、水路、公園などの公共施設整備と、宅地の造成を同時に、面的に市街化区域を整備するのが土地区画整理事業です。この方法で市街地を整備すれば、土地の面積は減りますが、それぞれの宅地は広い道に接し、土地の利用価値は上がり、水路公園なども同時に整備することから、理想的な市街地が出来上がります。

また、用排水の分離をすれば市街化区域内の農業継続も可能となります。

幸田町においても、十五年ほど前からこの事業推進を図つており、当初は初めての事業であり、推進に手間取りましたが、

幸田町においても、十五年ほど前からこの事業推進を図つております。幸田町は、十五年ほど前からこの事業推進を図つております。

幸田町は、十五年ほど前からこの事業推進を図つております。幸田町は、十五年ほど前からこの事業推進を図つております。

**幸田駅前土地区画整理事業
事業予定地区**

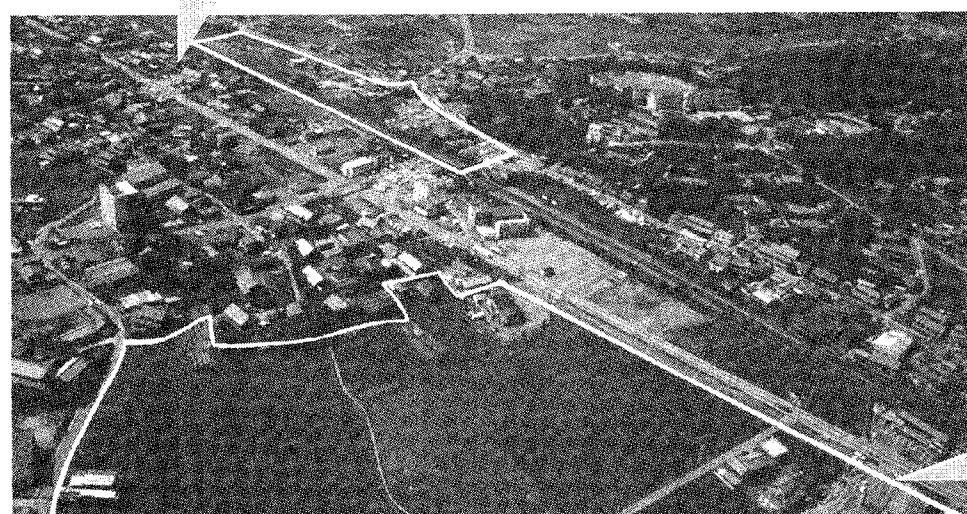
昭和58年10月に組合が設立され、県道の拡幅整備を含めて事業が進められ、交通渋滞の解消が図られます。

施工面積	1.8ヘクタール
組合員数	25名
総事業費	2億4,500万円
施工年度	昭和58年度～61年度

幸田町の玄関口であり、中心的役割を担う幸田駅前地区は、住宅と商店が混在しており、その整備状況は極めて低く、交通面、防災面でかなりの問題を抱えているため、以前から再開発などによる整備の必要があると言わっていました。

そこで町では、現在施行主体を町として区画整理事業により整備する計画を進めています。

権利者数
一百七十二名
施工予定面積
十・六ヘクタール



幸田三ヶ根南
土地区画整理事業

幸田里前土地区画整理事業	
施工面積	五・八ヘクタール
組合員数	五十名
総事業費	四億九、〇〇〇万円
施工年度	昭和五十七年度～六十年度

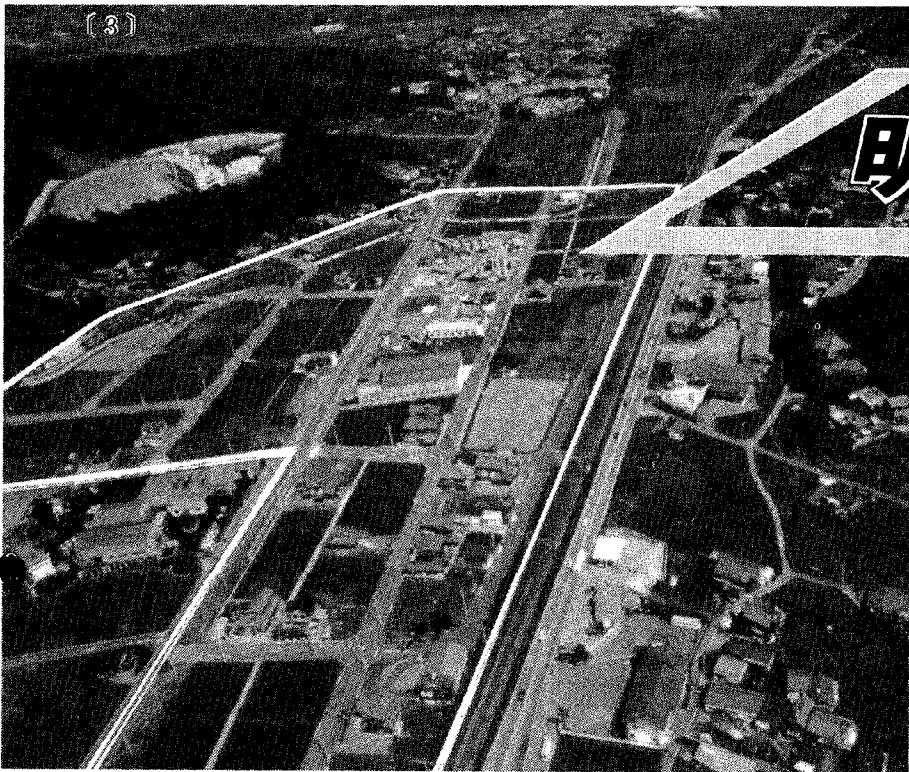
「環境豊かなまちづくり」を目指し、昭和五十七年十二月に組合が設立され、現在工事が進められています。

昭和五十八年三月、深溝地区に一箇所事業が完了し、その後、地主の方がたのご理解により、現在三地区において、区画整理組合が設立し、二地区において事業施行が準備されています。

幸田の土地区画整理事業は、市街地の拡大からみて概ね十年推進が遅れていると言われていますが、事業は一步一步着実に進んでいます。

明るく住みよいまちづくりを目指し、「自分たちのまちは自分たちの手でつくろう」を合言葉に今後、さらに推進を図つていく必要があります。

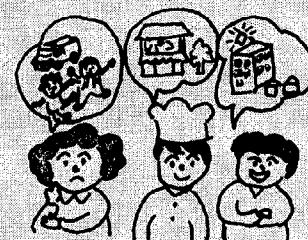
明るく住み



着実に

この中で、町により全て計画をするのでなく、住民の方がたに参画していただくため、昨年八月には駅前地区の住民アンケートを実施し、整備するのを望んでおられるのを確認した上で、組別に説明会を開催し住民の方々の生の声をお聞きしております。現在は研究委員の選出までに至っています。

皆さんでいっしょに
考えましょう！

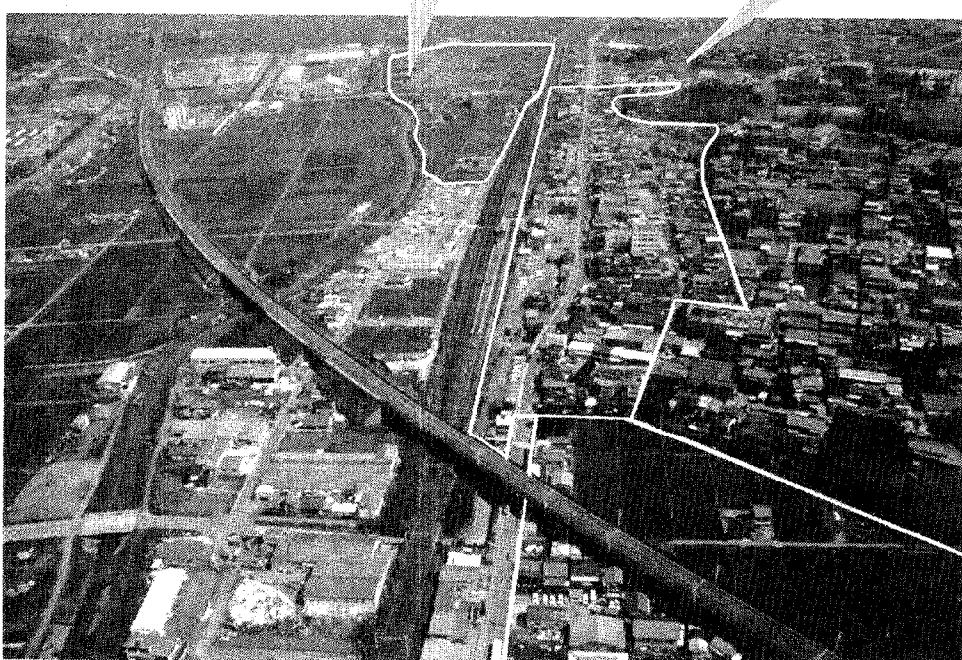


幸田駅西 土地区画整理事業

昭和五十八年十二月組合が設立され、今後県道六栗・大草線（錦田ガード）の整備と並行して事業が進められます。
施行面積十・六ヘクタール
組合員数百十三名
総事業費八億一、六〇〇万円
施行年度昭和五十八年度～六十二年度

幸田町初の事業として昭和五十一年三月に着手をし、五十八年三月に完成しました。
施行面積十一・八ヘクタール
組合員数九十一
総事業費五億三、一〇〇万円
施行年度昭和五十五年度～五十七年度

幸田深溝土地 区画整理事業



幸田芦谷土地 区画整理事業 予定地区

昭和五十六年二月から設立のための準備が進められ、地主の方がたの同意も得て本年組合が設立される予定です。
施行面積六・八ヘクタール
組合員数六十七名
総事業費九億二、〇〇〇万円
施行年度昭和五十九年度～六十三年度

昭和五十六年二月から設立のための準備が進められ、地主の方がたの同意も得て本年組合が設立される予定です。

59年度

土木、土地改良關係

昭和五十九年度予算が三月議会において可決され、また、国県においても幸田町関係予算配分が決まり、今年度も昨年度同様にたくさんの土木、土地改良事業が施行されることになります。した。

- 昭和五十九年度予算が三月議会において可決され、また、国、県においても幸田町関係予算配分が決まり、今年度も昨年度同様にたくさんの土木、土地改良事業が施行されることになります。

ここで、その内の主なものについて紹介します。

土木事業

県施行事業

国道整備

 - 二四八号線 道路改良 総額 約三億二、五〇〇万円 (坂崎、里地区)
 - 一三号線、歩道設置他 (須美、上六栗、桐山地区)

県道整備

 - 蒲郡碧南線、歩道設置等 (上六栗地区)
 - 岡崎幸田線、歩道設置 (岩堀地区)
 - 蒲郡碧南線、歩道設置等 (上六栗地区)
 - 砂防河川舟山川 (野場地区)
 - 砂防河川広田川 (桐山地区)
 - 砂防河川前野川 (荻、芦谷地区)
 - 一級河川広田川 (区)

街路整備

 - 西尾幸田線 步道設置 (市場地区)
 - 須美福岡線、道路改良 (須美、野場地区)
 - 美合幸田線、舗装補修 (長峰地区)

河川整備

 - 安城蒲郡線、街路改良 総額 約二億一、六〇〇万円 (斐池、錦田地区)
 - 一級河川赤川 総額 約三億一、七〇〇万円 (野場地区)
 - 砂防河川舟山川 (上六栗、里、市場地区)

土木事業

県施行事業

- 県施行事業**

 - **国道整備**
 - 総額 約三億二、五〇〇万円
 - 二四八号線 道路改良
 - 一二三号線、歩道設置他
 - (須美、上六栗、桐山)
 - **県道整備**
 - 総額 約三億五〇〇万円
 - 岡崎幸田線、歩道設置
 - (岩堀地区)
 - 蒲郡碧南線、歩道設置等
 - (上六栗地区)
 - 生平幸田線
舗装補修
 - **河川整備**
 - 総額 約三億一、七〇〇万円
 - 一級河川赤川
 - (野場地区)
 - 砂防河川舟山川
 - (桐山地区)
 - 砂防河川前野川
 - (上六栗、里、市場地区)
 - 砂防河川荻、芦谷地区
 - 一級河川広田川
 - 安城蒲郡線、街路改良
 - (市場地区)
 - 六栗大草線、街路改良
 - (菱池、錦田地区)

施行事業

- 大草長峰線、道路改良
○上六栗一號線、歩道設置
(上六栗地區)
(長峰地區)

施行事業

- 大草長峰線、道路改良
○上六栗一號線、歩道設置
(上六栗地區)
(長峰地區)

ありがとうございます。

縣施行事業

- 總額 約十一億三、〇〇〇萬

南部中学校へ
大竹守男様（里）
飾り戸棚校旗入れ 一式

土地改良事業

寄附

- | 県施行事業 | 大竹守男様（里） |
|--------------------|-----------------|
| ○湛水防除事業（幸田地区） | 鈴木勝美様（三好町） |
| ○永野排水機場など | 山桜、そめいよしの他百本 |
| 約一億三、〇〇〇万円 | 約一億三、〇〇〇万円 |
| ○農地開発事業（矢作南部地区） | 山本光治様（永野） |
| 里足後工区など | 五万円 |
| 約一億五、〇〇〇万円 | ありがとうございます。 |
| ○農道整備事業 | 新田・永野地内 |
| 幡岡・西幡・須六・須六二期・長嶺地区 | 約一、二〇〇万円 |
| 約七億円 | ○集落排水整備事業（新永地區） |
| ○老朽たぬ池整備事業 | 新田・永野地内 |
| 西深溝池・洞ヶ入池 | 約一、二〇〇万円 |
| 約二、五〇〇万円 | ○県営土地改良事業計画調査 |
| ○圃場整備事業（坂崎大草地区） | 老朽たぬ池調査（光明寺池） |
| 坂崎・大草地内 | 約三〇〇万円 |
| 約一億二、〇〇〇万円 | ○圃場整備事業 |
| ○総額 約一億九、〇〇〇万円 | ○單県土地改良事業 |
| ○緊急農地防災事業 | 道路・用排水路 十七地区 |
| 新田排水路・馬場池 | 約四、五〇〇万円 |
| 約五、八〇〇万円 | ○県営土地改良事業計画調査 |
| ○農村総合整備モデル事業 | 菱池野場地区・南山地区 |
| 圃場整備・集落道路 | 約三、二〇〇万円 |
| 約一億二、〇〇〇万円 | ○小杉山地区ほか工事及換地 |
| 約七、三〇〇万円 | |

昭和59年度

地方税法・税条例の改正

地方税法、税条例の一部が改正され、昭和59年度分（一部を除く）の税金から適用されることになりました。

なお、詳しくは役場税務課まで

改正の概要

税目等		改正事項	現行	改正後																																																																																							
町	個人町県民税	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎控除等の引き上げ 基礎控除 配偶者控除 うち「老人控除対象配偶者」 扶養控除 うち「老人扶養親族」 同居特別障害者 同居老親等 (注) 以上のはか、所得税の改正における給与所得控除引き上げの効果は、個人町県民税については、1年遅れの昭和60年度から生じます。 ●特別個人的控除の引き上げ 障害者控除 特別障害者控除 老年者控除 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除 ●障害者等の非課税限度額の引き上げ 障害者・未成年者・老年者・寡婦の人 ●低所得層に対する非課税措置に係る基準の引き上げ ①所得割の非課税措置 ②均等割のみを納めている人に係る非課税基準の基礎となる金額 ●所得割の税率の見直し 税率構造を改める（ただし昭和59年度については現行どおり据置き、退職所得に対する分離課税に係る所得割にあっては昭和60年1月1日以後に支払うべき退職手当等から適用する。） 	<table border="1"> <tr><td>22万円</td></tr> <tr><td>22万円</td></tr> <tr><td>23万円</td></tr> <tr><td>25万円</td></tr> <tr><td>22万円</td></tr> <tr><td>23万円</td></tr> <tr><td>25万円</td></tr> <tr><td>26万円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>21万円</td></tr> <tr><td>23万円</td></tr> <tr><td>21万円</td></tr> <tr><td>21万円</td></tr> <tr><td>21万円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>所得金額 80万円以下</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>26万円 (25万3千円)</td></tr> <tr><td>26万円 (25万3千円)</td></tr> <tr><td>27万円 (26万3千円)</td></tr> <tr><td>30万円 (29万3千円)</td></tr> <tr><td>26万円 (25万3千円)</td></tr> <tr><td>27万円 (26万3千円)</td></tr> <tr><td>30万円 (29万3千円)</td></tr> <tr><td>31万円 (30万3千円)</td></tr> </table> <p>() 内は昭和59年度に限っての額であり、同年度において「個人の住民税に関する地方税の臨時特例に関する法律」により上記の額にそれぞれ7千円加算されることとなります。</p>	22万円	22万円	23万円	25万円	22万円	23万円	25万円	26万円	21万円	23万円	21万円	21万円	21万円	所得金額 80万円以下	26万円 (25万3千円)	26万円 (25万3千円)	27万円 (26万3千円)	30万円 (29万3千円)	26万円 (25万3千円)	27万円 (26万3千円)	30万円 (29万3千円)	31万円 (30万3千円)	<table border="1"> <tr><td>24万円</td></tr> <tr><td>26万円</td></tr> <tr><td>24万円</td></tr> <tr><td>24万円</td></tr> <tr><td>24万円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>所得金額 100万円以下</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>所得金額 20万円×(本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+9万円</td></tr> <tr><td>(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算)</td></tr> <tr><td>所得金額 20万円×(本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>適用課税所得</td><td>税率</td></tr> <tr><td>30万円以下の金額</td><td>2%</td></tr> <tr><td>30万円超 45万円以下</td><td>3</td></tr> <tr><td>45万円〃 70万円〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>70万円〃 100万円〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>100万円〃 130万円〃</td><td>6</td></tr> <tr><td>130万円〃 230万円〃</td><td>7</td></tr> <tr><td>230万円〃 370万円〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>370万円〃 570万円〃</td><td>9</td></tr> <tr><td>570万円〃 950万円〃</td><td>10</td></tr> <tr><td>950万円〃 1,900万円〃</td><td>11</td></tr> <tr><td>1,900万円〃 2,900万円〃</td><td>12</td></tr> <tr><td>2,900万円〃 4,900万円〃</td><td>13</td></tr> <tr><td>4,900万円超の金額</td><td>14</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>適用課税所得</td><td>税率</td></tr> <tr><td>20万円以下の金額</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>20万円超 45万円以下</td><td>3</td></tr> <tr><td>45万円〃 70万円〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>70万円〃 95万円〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>95万円〃 120万円〃</td><td>6</td></tr> <tr><td>120万円〃 220万円〃</td><td>7</td></tr> <tr><td>220万円〃 370万円〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>370万円〃 570万円〃</td><td>9</td></tr> <tr><td>570万円〃 950万円〃</td><td>10</td></tr> <tr><td>950万円〃 1,900万円〃</td><td>11</td></tr> <tr><td>1,900万円〃 2,900万円〃</td><td>12</td></tr> <tr><td>2,900万円〃 4,900万円〃</td><td>13</td></tr> <tr><td>4,900万円超の金額</td><td>14</td></tr> </table>	24万円	26万円	24万円	24万円	24万円	所得金額 100万円以下	所得金額 20万円×(本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+9万円	(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算)	所得金額 20万円×(本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)	適用課税所得	税率	30万円以下の金額	2%	30万円超 45万円以下	3	45万円〃 70万円〃	4	70万円〃 100万円〃	5	100万円〃 130万円〃	6	130万円〃 230万円〃	7	230万円〃 370万円〃	8	370万円〃 570万円〃	9	570万円〃 950万円〃	10	950万円〃 1,900万円〃	11	1,900万円〃 2,900万円〃	12	2,900万円〃 4,900万円〃	13	4,900万円超の金額	14	適用課税所得	税率	20万円以下の金額	2.5%	20万円超 45万円以下	3	45万円〃 70万円〃	4	70万円〃 95万円〃	5	95万円〃 120万円〃	6	120万円〃 220万円〃	7	220万円〃 370万円〃	8	370万円〃 570万円〃	9	570万円〃 950万円〃	10	950万円〃 1,900万円〃	11	1,900万円〃 2,900万円〃	12	2,900万円〃 4,900万円〃	13	4,900万円超の金額	14
22万円																																																																																											
22万円																																																																																											
23万円																																																																																											
25万円																																																																																											
22万円																																																																																											
23万円																																																																																											
25万円																																																																																											
26万円																																																																																											
21万円																																																																																											
23万円																																																																																											
21万円																																																																																											
21万円																																																																																											
21万円																																																																																											
所得金額 80万円以下																																																																																											
26万円 (25万3千円)																																																																																											
26万円 (25万3千円)																																																																																											
27万円 (26万3千円)																																																																																											
30万円 (29万3千円)																																																																																											
26万円 (25万3千円)																																																																																											
27万円 (26万3千円)																																																																																											
30万円 (29万3千円)																																																																																											
31万円 (30万3千円)																																																																																											
24万円																																																																																											
26万円																																																																																											
24万円																																																																																											
24万円																																																																																											
24万円																																																																																											
所得金額 100万円以下																																																																																											
所得金額 20万円×(本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+9万円																																																																																											
(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算)																																																																																											
所得金額 20万円×(本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)																																																																																											
適用課税所得	税率																																																																																										
30万円以下の金額	2%																																																																																										
30万円超 45万円以下	3																																																																																										
45万円〃 70万円〃	4																																																																																										
70万円〃 100万円〃	5																																																																																										
100万円〃 130万円〃	6																																																																																										
130万円〃 230万円〃	7																																																																																										
230万円〃 370万円〃	8																																																																																										
370万円〃 570万円〃	9																																																																																										
570万円〃 950万円〃	10																																																																																										
950万円〃 1,900万円〃	11																																																																																										
1,900万円〃 2,900万円〃	12																																																																																										
2,900万円〃 4,900万円〃	13																																																																																										
4,900万円超の金額	14																																																																																										
適用課税所得	税率																																																																																										
20万円以下の金額	2.5%																																																																																										
20万円超 45万円以下	3																																																																																										
45万円〃 70万円〃	4																																																																																										
70万円〃 95万円〃	5																																																																																										
95万円〃 120万円〃	6																																																																																										
120万円〃 220万円〃	7																																																																																										
220万円〃 370万円〃	8																																																																																										
370万円〃 570万円〃	9																																																																																										
570万円〃 950万円〃	10																																																																																										
950万円〃 1,900万円〃	11																																																																																										
1,900万円〃 2,900万円〃	12																																																																																										
2,900万円〃 4,900万円〃	13																																																																																										
4,900万円超の金額	14																																																																																										
税 関 係	法人町民税	<ul style="list-style-type: none"> ●法人町民税の均等割の税率の引き上げ 	<table border="1"> <tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>標準税率</th></tr> <tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>年額 16,000円</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人以下</td><td>48,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人以下</td><td>60,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>700,000</td></tr> <tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>160,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>1,200,000</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>標準税率</th></tr> <tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>年額 40,000円</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人以下</td><td>120,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人以下</td><td>150,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>400,000</td></tr> <tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人以下</td><td>400,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>1,750,000</td></tr> <tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>400,000</td></tr> <tr><td></td><td>50人超</td><td>3,000,000</td></tr> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	1千万円以下	50人以下	年額 16,000円		50人超	48,000	1千万円超 1億円以下	50人以下	48,000		50人超	60,000	1億円超 10億円以下	50人以下	60,000		50人超	160,000	10億円超 50億円以下	50人以下	160,000		50人超	700,000	50億円超	50人以下	160,000		50人超	1,200,000	資本等の金額	従業者数	標準税率	1千万円以下	50人以下	年額 40,000円		50人超	120,000	1千万円超 1億円以下	50人以下	120,000		50人超	150,000	1億円超 10億円以下	50人以下	150,000		50人超	400,000	10億円超 50億円以下	50人以下	400,000		50人超	1,750,000	50億円超	50人以下	400,000		50人超	3,000,000	法人住民税の徵収猶予制度(延納)の廃止																					
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																																																									
1千万円以下	50人以下	年額 16,000円																																																																																									
	50人超	48,000																																																																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	48,000																																																																																									
	50人超	60,000																																																																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	60,000																																																																																									
	50人超	160,000																																																																																									
10億円超 50億円以下	50人以下	160,000																																																																																									
	50人超	700,000																																																																																									
50億円超	50人以下	160,000																																																																																									
	50人超	1,200,000																																																																																									
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																																																									
1千万円以下	50人以下	年額 40,000円																																																																																									
	50人超	120,000																																																																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	120,000																																																																																									
	50人超	150,000																																																																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	150,000																																																																																									
	50人超	400,000																																																																																									
10億円超 50億円以下	50人以下	400,000																																																																																									
	50人超	1,750,000																																																																																									
50億円超	50人以下	400,000																																																																																									
	50人超	3,000,000																																																																																									
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車税の税率の引き上げ 	<table border="1"> <tr><th>種別</th><th>課税標準</th><th>標準税率</th></tr> <tr><td>原動機付自転車</td><td>総排気量 50cc以下</td><td>年額 700円</td></tr> <tr><td></td><td>総排気量 90cc以下</td><td>1,100</td></tr> <tr><td></td><td>90cc以上</td><td>1,450</td></tr> <tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用自動車</td><td>1,450</td></tr> <tr><td></td><td>その他のもの</td><td>4,300</td></tr> <tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>二輪のもの 250cc以下</td><td>2,200</td></tr> <tr><td></td><td>550 cc以下</td><td>2,850</td></tr> <tr><td></td><td>乗用 営業用</td><td>5,200</td></tr> <tr><td></td><td>自家用</td><td>6,500</td></tr> <tr><td rowspan="3">四輪以下</td><td>貨物</td><td>2,900</td></tr> <tr><td></td><td>自家用</td><td>3,650</td></tr> <tr><td></td><td>250ccを超えるもの</td><td>3,650</td></tr> </table>	種別	課税標準	標準税率	原動機付自転車	総排気量 50cc以下	年額 700円		総排気量 90cc以下	1,100		90cc以上	1,450	小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,450		その他のもの	4,300	軽自動車	二輪のもの 250cc以下	2,200		550 cc以下	2,850		乗用 営業用	5,200		自家用	6,500	四輪以下	貨物	2,900		自家用	3,650		250ccを超えるもの	3,650	<table border="1"> <tr><th>種別</th><th>課税標準</th><th>標準税率</th></tr> <tr><td>原動機付自転車</td><td>総排気量 50cc以下</td><td>年額 1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>総排気量 90cc以下</td><td>1,200</td></tr> <tr><td></td><td>90cc以上</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用自動車</td><td>1,600</td></tr> <tr><td></td><td>その他のもの</td><td>4,700</td></tr> <tr><td rowspan="3">二輪のもの</td><td>250cc以下</td><td>2,400</td></tr> <tr><td></td><td>550 cc以下</td><td>3,100</td></tr> <tr><td></td><td>三輪のもの</td><td>3,100</td></tr> <tr><td rowspan="3">四輪以上</td><td>乗用</td><td>5,500</td></tr> <tr><td></td><td>自家用</td><td>7,200</td></tr> <tr><td></td><td>貨物</td><td>3,000</td></tr> <tr><td rowspan="2">550 cc以下</td><td>乗用</td><td>4,000</td></tr> <tr><td></td><td>自家用</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>250ccを超えるもの</td><td>4,000</td></tr> </table>	種別	課税標準	標準税率	原動機付自転車	総排気量 50cc以下	年額 1,000円		総排気量 90cc以下	1,200		90cc以上	1,600	小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600		その他のもの	4,700	二輪のもの	250cc以下	2,400		550 cc以下	3,100		三輪のもの	3,100	四輪以上	乗用	5,500		自家用	7,200		貨物	3,000	550 cc以下	乗用	4,000		自家用	4,000	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000			
種別	課税標準	標準税率																																																																																									
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	年額 700円																																																																																									
	総排気量 90cc以下	1,100																																																																																									
	90cc以上	1,450																																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,450																																																																																									
	その他のもの	4,300																																																																																									
軽自動車	二輪のもの 250cc以下	2,200																																																																																									
		550 cc以下	2,850																																																																																								
		乗用 営業用	5,200																																																																																								
		自家用	6,500																																																																																								
四輪以下	貨物	2,900																																																																																									
		自家用	3,650																																																																																								
		250ccを超えるもの	3,650																																																																																								
種別	課税標準	標準税率																																																																																									
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	年額 1,000円																																																																																									
	総排気量 90cc以下	1,200																																																																																									
	90cc以上	1,600																																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600																																																																																									
	その他のもの	4,700																																																																																									
二輪のもの	250cc以下	2,400																																																																																									
		550 cc以下	3,100																																																																																								
		三輪のもの	3,100																																																																																								
四輪以上	乗用	5,500																																																																																									
		自家用	7,200																																																																																								
		貨物	3,000																																																																																								
550 cc以下	乗用	4,000																																																																																									
		自家用	4,000																																																																																								
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000																																																																																									

松くい虫防除		
	空中散布	地上散布
散布日時	第1回目 6月12日(火) 第2回目 6月26日(火) 日の出(午前5時頃から3~4時間) 気象条件などによっては、散布日が順延される場合があります。	6月1日(金) ~6月30日(土) 空中散布と同じく気象条件により散布日が変更される場合があります。
区域および面積	長嶺、久保田、坂崎、大草、桐山、上六栗、六栗、野場、荻、須美地内の森林 550ha	重要松林および道路沿いの松林 15ha
薬剤および量	ナック、40%水和剤、 第1回、1ha当たり7ℓ、 第2回、1ha当たり5ℓ の原液微量散布	スミチオンM E P 80% 乳剤1ha当たり、180倍 希釈液の1,200ℓ散布
方法	ヘリコプターによる空中からの散布	動力噴霧機による地上からの散布
備考	◎庭の大切な松の木はぜひこの時期に消毒しましょう。(使用薬剤はもよりの販売所にご相談ください。)	



わが国を代表する樹木の一つ、松……………
私たちとさまざまな深いかかわりを持つ松……………

この大切な松が、松くい虫によって、つぎつぎと
食い荒らされ枯れています。これを放置すれば私たちの周囲から松の姿が消えてしまうかもしれません。

その防除対策の一環として、昭和54年度から薬剤による予防対策として、空中散布と地上散布を行っています。

松くい虫の被害から松を守るには、予防散布が最も効果的な方法です。今年度においても、被害木発生が顕著な地区を定め被害を最少限にくいとめるため別表のとおり実施計画をたてました。

空中散布については広域的に散布するもので、気象条件を留意し監視体制も十分整え、周辺地域に飛散しないよう万全を期しますが、地域住民の皆様方も十分ご留意をお願いします。

詳しくは、役場産業課まで

駅西駐車場料金改正のお知らせ

幸田駅西公共駐車場をご利用いただき、誠にありがとうございます。公共駐車場の管理運営の適正化を図るために、幸田町条例を改正し、昭和59年4月1日から料金を次のとおり改めましたので、ご理解とご協力をお願いします。

[定期駐車場]

1ヶ月	2,200円(2,000円)
3ヶ月	6,000円(5,500円)
6ヶ月	12,000円(11,000円)

[時間利用駐車場]

半日(6時間未満)	200円(150円)
1日(6時間以上)	300円(250円)

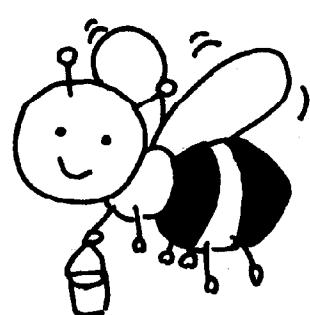
[回数駐車券]

半日用	2,000円(1,500円)
1日用	3,000円(2,500円)

(カッコ内は従前料金)

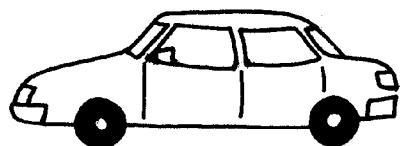
四月下旬から七月の快晴日に
は、みつばちの分ぼう(巣わかれ)
が発生しやすい状態になります。
もし、みつばちがダンゴ状に
かたまつているのを見ついたら
すみやかに連絡してください。
ささいな事で乱飛、刺害事故
につながる恐れがありますので
不意に近づかないよう注意し

連絡先
役場産業課まで
てください。



みつばちの群を発見したら
産業課へ連絡を!

自動車税の納期限は 5月31日です



税率が5~15%上がりました

四月一日現在で自動車をお持ちの皆さんには、五月中に納税通知書を郵送しますので、五月三十一日の納期限までに、最寄りの銀行などの金融機関、郵便局、信用金庫、信用組合、農業協同組合又は西三河事務所の税務課窓口へ納めてください。

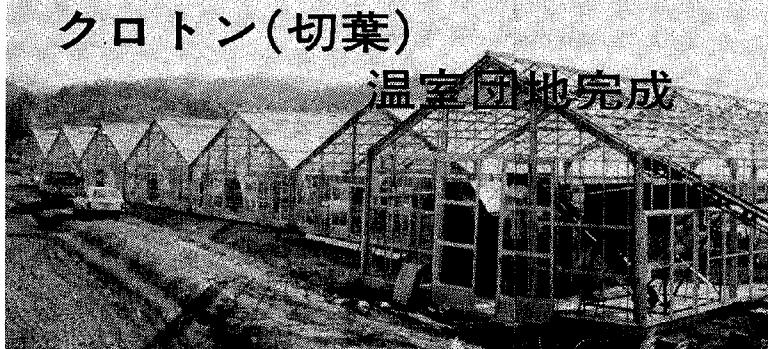
なお、四月一日から自動車税の税率が、おおむね自家用は十五ペーセント（営業用は五ペーセント）引き上げられました。

納税証明書のご利用を

例
一、〇〇〇ccを越え、五〇〇cc以下の小型乗用車
現行 三〇、〇〇〇円 ←
三四、五〇〇円

県税だより

クロトン(切葉) 温室団地完成



事業主体は、農事組合法人幸葉園芸組合（四戸、組合員七名）で、約六、五〇〇万円程の多額な費用を要した温室団地です。このクロトンが将来幸田町の特産物となるように、皆さんのが努力されることを期待します。

この温室は、省エネを配慮した全自动コーケスボイラを導入し、燃料経費の節減を図ると共に、天窓などの自動制御システムによる省力化が図られています。

協業組織による温室団地が、この程完成し、竣工式を行われました。

◎クロトンの特徴
形狀—葉の色は緑色で中心から黄色の放射線状の模様があり、葉の大きさは30cm程度で厚みがある。主に切葉として生け花に利用されるが、鉢物として出荷される場合もある。



町政モニターミーティング結果

答

法律上では三十名となつており多くはないが、近隣の町と比較すると多い。三月

二月会議が、三月三十一日に開催され、町政に対する意見、要望がたくさん出されました。

主要な意見、要望については次のとおりです。

答

横落地内は住宅が増え、生

活排水の汚れがひどいので対策をしてほしい。

総合病院は人口と近隣の病院の距離から考えて誘致はむづかしい。また、耳鼻科の医師は不足しており、引き続き、お願いはしていくがむづかしい状況です。

答

婦人会などで天然洗剤を推進しております、また前田川第三下水路計画があります。

町議会議員の定数は人口の割合から考えると多いのではないか。

答

補助制度をつくる考えはありませんが、通行量の多い

道路について、現場状況に応じて設置を考えます。

答

名古屋～岡崎間の昼間帯の

ダイヤ改善を豊橋まで行つてほしい。また快速も止ま

答

るようにしてほしい。

引き続き関係機関に要望していきます。

答

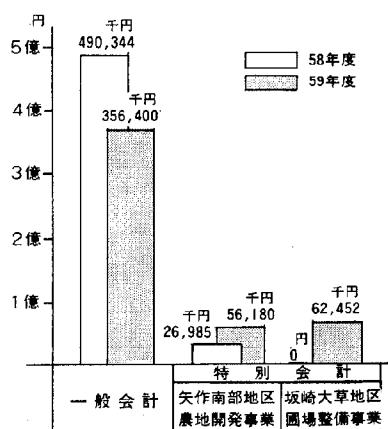
県道江原幸田線の電装通勤による交通渋滞を解消してほしい。

改善されるように関係機関に要望します。

幸田土地改良区 通常総代会開催

3月30日に開催された第14回通常総代会において、昭和59年度幸田土地改良区一般会計予算を始めとする20議案が慎重に審議され可決されました。この予算には、圃場整備・農地造成などの事業を始めとし、土地改良施設の整備ならびに維持管理事業など、数多くの事業が組み込まれております。

幸田土地改良区の主な会計予算



土地取引のめやす 地 価 公 示

国では標準的な土地を選び、昭和59年1月1日現在の適正な土地価格を判定し、4月3日に公表しました。売り手にも買い手にも片寄らない公示価格を土地売買の指標として活用してください。

公示価格閲覧所は役場企画課です。なお、県基準地価格は、毎年10月1日に公表されます。

町内の標準地価格

(昭和59年1月1日現在)

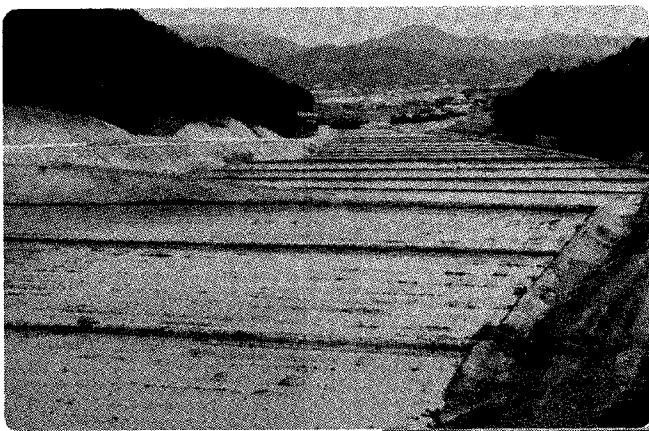
標準地の所在	1m ² 当たり 価 格	利 用 区 分
国 (土 房	深溝字柳縄手12-1外	46,200 住 宅 地
	菱池字岩堀38	64,500 //
	菱池字地蔵堂29-3	61,500 //
	深溝字南広畑26-1外	44,200 //
	芦谷字蒲野23-6	51,200 //
	芦谷字幸田37-2外	137,000 商 業 地
	深溝字下屋敷20-11外	46,300 準工業地
	野場字上市場30-1	30,300 調整区域 の宅 地
	大草字前田77	31,300 //
	坂崎字次見11-1	8,900 調整区域 の林 地

農業の近代化
生産力向上を目指して

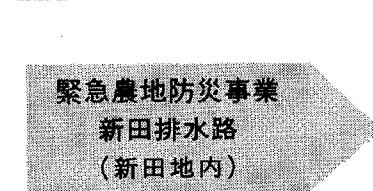
農業基盤整備

58年度の成果

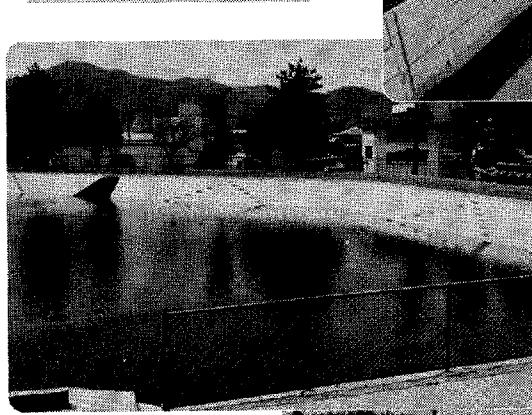
農業の近代化と生産力の向上を目指して、58年度もたくさんの事業が行われました。その一部を紹介します。



圃場整備事業
西深溝地区
(市場地内)

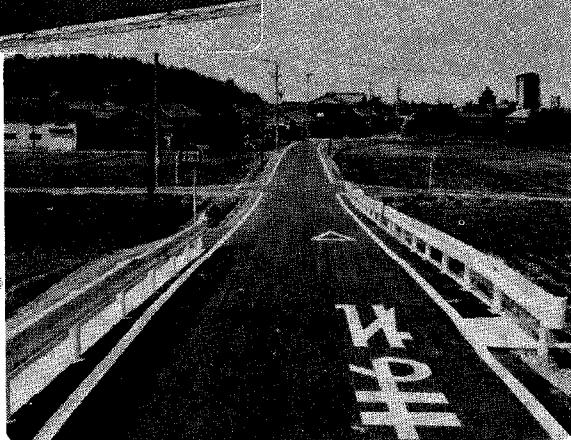


緊急農地防災事業
新田排水路
(新田地内)



緊急農地防災事業
大山池(岩堀地内)

農村総合整備モデル
事業集落道路四号線
(坂崎地内)



●両耳の聴力損失が六〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で会話不能）

聴覚・平衡機能障害

●心臓、呼吸器、じん臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（四級）

内部障害

視覚障害

一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下で、両眼の視力の和が〇・二以下。

法律の対象としている身体障害者の範囲は、障害の程度によって一級から六級に分類されています。六級に該当する障害は次のとおりで、これ以上の障害のある人が身体障害者となります。

- 一上肢のおや指の機能の著しい障害（四級）
- 二指を欠くものか、機能を全廃したもの
- 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
- 一下肢の足関節の機能の著しい障害
- 体幹の機能の著しい障害（二km以上歩行不能のもの）（五級）

身障者・精薄者相談

とき 五月八日
午前十時～午後三時
ところ 中央公民館 第五会議室

県相談員 障害関係 有馬茂男
精薄関係 日高恒夫
※相談日には電話相談（テレホンサービス）あり。

- ③ 容器バルブ、ガス栓、コ

- ① ガス漏れの有無をにおいて確かめる。LPGガスは重いので、もし漏れているとすれば、床面や低所に滯留しているので、これらの場所で確認すること。
- ② 燃焼器附近には、可燃物を置かないこと。マッチ、油類、特にエアゾール関係の可燃性のものは危険である。

- ⑦ 常時使用しないガス栓はキヤップを取り付け、ガス栓は固定しておくこと。
- ④ ゴム管に老化、きず、ひび割れ等が生じたときに、ただちに新品と取替えること。最近食用油の使用により、油によるゴム管の傷みが多く、これによる事故が増加している。
- ⑤ 器具コックやゴム管のガス漏れが多いので、時どき石鹼水等で点検すること。
- ⑥ 燃焼器は随时掃除を行い炎孔、空気調節装置、ふろがま、排気筒などに異物が付着しないように注意すること。特にパイロットバーナを常時使用するふろがまは、すすの付着が激しいので掃除を頻繁にすること。
- ⑦ 异物が付着すると不完全燃焼、逆火、煽火の原因となる。これらの現象が修正好きない器具は修理するか又は新品と取替えること。

福祉の窓口

その一 身体障害者手帳の交付手続について

- 一側耳の聴力損失が八〇デシベル以上、他側耳の聴力損失が四〇デシベル以上
- 平衡機能に著しい障害（五級）

身体障害者手帳交付手続き

次の書類を町役場住民課に提出してください。
(一ヶ月程で手帳交付)

- 一、申請書（印鑑必要）
- 二、身体障害者診断書

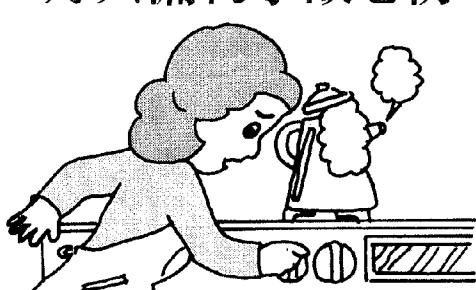
（県指定医師によるもの）

三、本人の顔写真（一枚）

※申請書、診断書の用紙は住民課にあります。

福祉サービスの内容

各人の障害の種類、等級に応じた福祉サービス（例・障害年金・手当、補助具・日常用具の交付、税の减免、職業訓練など）を受けられます。そのサービスの具体的な内容等については今後この「福祉の窓口」で順次述べています。（相談員 有馬 茂男記）



ガス漏れ事故を防ぐために

燃焼器具を使用する場合の心得

ツク等は静かに聞くこと。
ゴム管に老化、きず、ひび割れ等が生じたときに、ただちに新品と取替えること。最近食用油の使用により、油によるゴム管の傷みが多く、これによる事故が増加している。

器具コックやゴム管のガス漏れが多いので、時どき石鹼水等で点検すること。

特にホースのさし込み部はバンドで正しく締付けること。

ガス漏れの検査は石鹼水で行い、マッチを点火して行うことは絶対にしないこと。

ガス漏れ事故を防ぐため燃焼器具使用前には、次の点に気をつけましょう。

ガス漏れ事故を防ぐため燃焼器具使用前には、次の点に気をつけましょう。

つけましょう。

ガス漏れの有無をにおいて確かめる。LPGガスは重いので、もし漏れているとすれば、床面や低所に滯留しているので、これらの場所で確認すること。

燃焼器附近には、可燃物を置かないこと。マッチ、

油類、特にエアゾール関係の可燃性のものは危険である。

異物が付着すると不完全燃焼、逆火、煽火の原因となる。これらの現象が修正好きない器具は修理するか

又は新品と取替えること。

常時使用しないガス栓はキヤップを取り付け、ガス栓は固定しておくこと。

参加しませんか

走る県政教室

県民の皆さんに県の施設や仕事を紹介して県政に対する理解を深めていただくとともに、併せて意見・要望をお聴きして県政に反映させる「走る県政教室」の参加者を募集します。

八、申达先 五月九日(水) (当日消印有効)

愛知県西三河事務所 総務
課県民担当（岡崎市明大寺本
町一丁目）

六〇五六四一三十一二一一
(内線二九六)

電話〇五六四十一

募集人員五十名を超えた場合は抽選のうえ決定します。

観光バスで、一日コースにより見学施設へ案内します。

卷之三

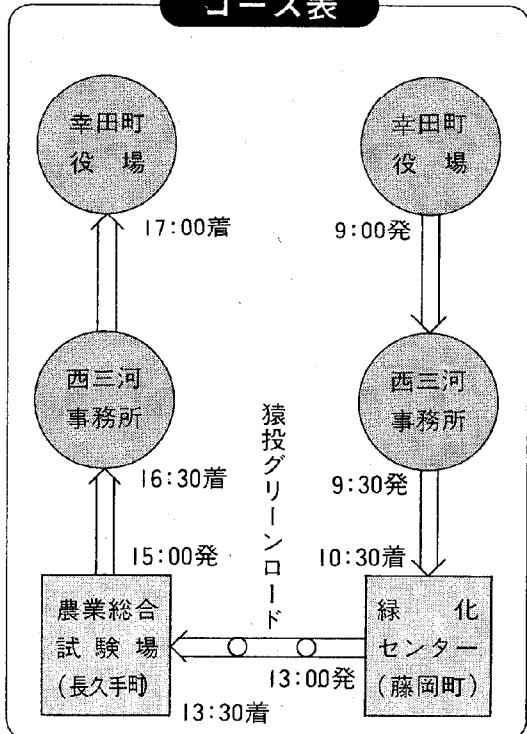
四、募集人員 五十名

満十八歳以上の県内居住の方（個人又は十名以下のグル

六、應募方法

はがきに「五月二十三日幸
田発コース」と明記のうえ、
住所（郵便番号）、氏名、年齢、
性別、職業と電話番号を記入
して申込みください。電話申
込みも受付します。

コース表



あなたも県民大学に
参加してみませんか

— 県民大学 受講生募集 —

回	日 時	テ ー マ 及 び 講 師
1	7月12日(木) 10:00	「親と子の絆」 愛教大講師・育児コンサルタント 三浦 美和子
2	7月26日(木) 10:00	「こんな親が子をダメにする。」 愛教大講師・育児コンサルタント 三浦 美和子
3	8月9日(木) 10:00	「子どもの心と体の健康」 国立名古屋病院小児科部長 小崎 武
4	8月20日(月) 10:00	「子どもの環境はこれでよいか」 名古屋市立大学医学部教授 青山 光子
5	9月2日(火) 10:00	「子どもの成長と父親の役割」 名古屋大学工学部教授 柳沢 忠
6	9月20日(木) 10:00	「子どもと家族と家庭と」 愛教大講師・育児コンサルタント 三浦 美和子
7	10月6日(土) 10:00	「ゆがめられる子どもの心」 名古屋大学医学部助教授 若林 慎一郎
8	10月18日(木) 10:00	「これから家庭教育のあり方」 愛知教育大学教授 種橋 正徳

幸田町教育委員会では、財團法人愛知県教育サービスセンターとの共催で、左記日程により県民大学を開講します。町民のみなさん多数の方のご参加をお待ちしています。

会場 幸田町中央公民館

申込先 幸田町教育委員会

2-1111(内線24、25、26) (有線2028)

られて いる今日、 幼児期
から 中学校期にかけての
家庭教育・学校教育上の
諸問題を、 身近な具体例
をとおして 考え、 明日の
子どもの 幸せのために、
親はどうあるべきか、 大
人は何をなすべきかを考

三十年前の幸田の産業といえば、米作りを中心とした農業が主なもので、工業は三菱レイヨン幸田工場を除けば織維を中心とした零細企業が主なもので、就業者が農業の半分という状況でした。昭和三十年代後半からの高度経済成長により、県内のあちこちに企業局による工場団地の造

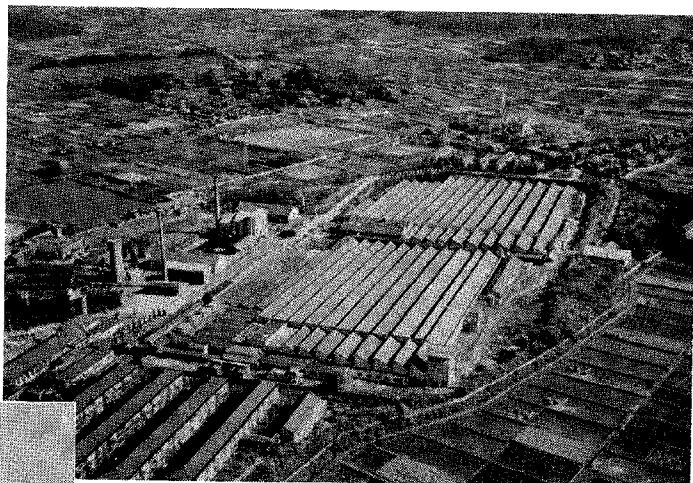
合併 30 周年

写真でみる幸田町 30年の発展史

工業の発展

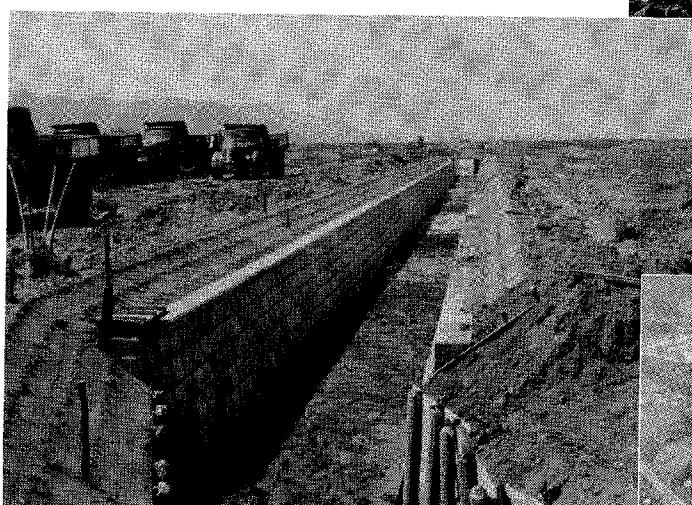
成が行われましたが、幸田町においても財政基盤の確立、雇用促進を図るため、昭和四十四年に駅西工場団地、同四十九年に坂崎工場団地を誘致しました。また五十四年には日本電装西尾工場が幸田町内へも進出しました。

このように積極的に工業の推進を図った結果、公害の少ない都市型の優良企業が操業を開始し、工業生産高は昭和二十六年の約二〇億円から五十七年には一、五六七億円と飛躍的に増加しました。



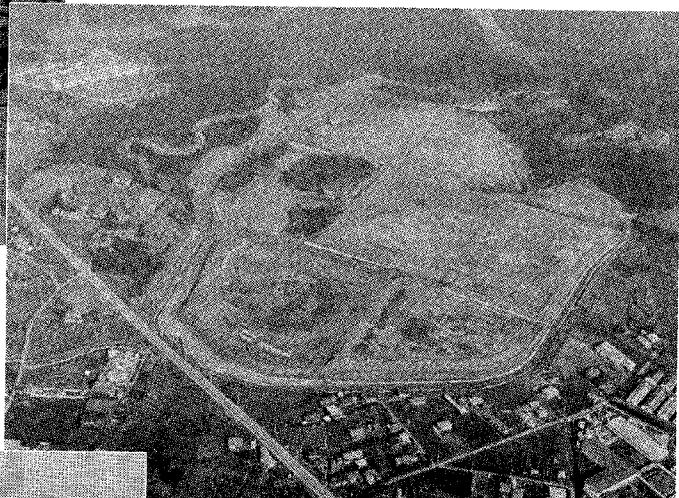
↑合併当時唯一の大企業
三菱レイヨン幸田工場

↓坂崎工業団地の造成（S47年）



↑駅西工業団地造成（S44年）

↓日本電装西尾工場
幸田町内へ進出（S54年）



田じゆく 合併三十周年を記念して「幸田の歴史」と題して写真展を開催する」ことを計画しています。昔の幸田町の風景、生活等を写した写真がありましら明治・大正・昭和と年代は問いません。ぜひ役場企画課まで写真の提供をお願いします。



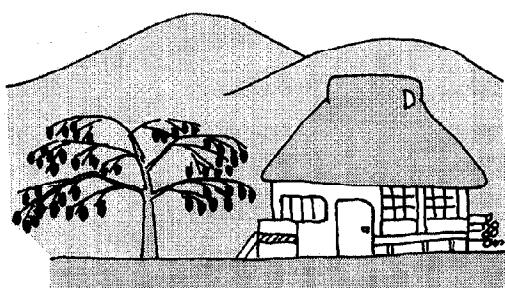
私の郷里は愛知県幸田町大字須美字下野である。生家には長兄夫婦がいるが、家がだだつぱりいのは、昔養蚕農家だった名残りである。私はそこから野場にある豊坂小学校に通つた。私の家は須美の西端にあるので約四キロの道のりを雨の日も風の日も歩いて通学した。学校は、東海道線の小駅のひとつ幸田駅に近かつた。私は昭和十年に出郷して東京での学生生活に入つたが、毎年何回かはこの駅で乗り降りした。家へ帰ると、まず母がいることで慰められた。俗塵にまみれた大都会に住んで郷里に帰ると心が安まるのである。



氏
平岩八郎
元中日新聞東京本社
文化部長

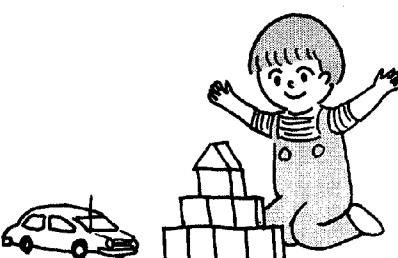
この須美という部落は由緒ある神様のあることでも知られている。発掘された古墳があつて建蘇美の命が切開いたことから、須美になつたといふ。こんな口マンがあるのはうれしいではないか。ここはまた戦前の農業信託用購買販売利用組合でも近隣地区の先達になり、農業近代化のパイオニアだったことでも知られている。

最近この須美で「須美郷土誌」が発刊されたが、八十七世帯、四百七十二名の小さな部落で、これだけ充実した郷土誌が出来たのは、全国でも珍しいことではあるまいか。



遊びの中で育つもの

その二



さい。なんと数の多いことが、とびっくりされることでしょう。数えてみると、おもちやに対する認識を変えることがあります。

おもちゃの持つている機能で、それでしか遊べないものはダメで、いろいろに遊べるものが創造力を育てることがあります。

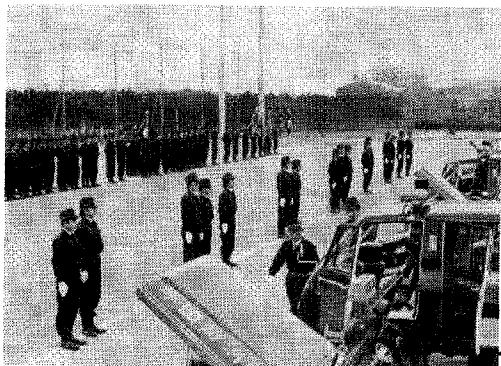
を使うものです。自分自身でできないものは、早すぎるおもちゃです。

○子どもの動きを誘うもの
子どもがそのおもちゃを操作することによって、動

かざるを得ないもの、動こうとする意欲を持つものがいいおもちゃだといえます

例えば、マリなどは、ハイハイの意欲を育てるおもちゃの代表的なものです。

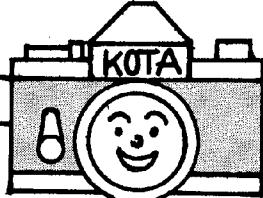
明日の親のための学級の
三浦美和子先生のお話を
もとにまとめました。



消防団春の総合訓練

四月十五日に、坂崎グラウンドにおいて消防団春の総合訓練が行われました。

カメラレポート



婦人行政懇談会

歴代正副婦人会長および現婦人会役員と、町長との懇談会が4月16日中央公民館和室において行われ、婦人とスポーツ、青少年の非行防止対策などについて積極的に意見が出されました。



保育園入園式

町内9つの保育園において4月5日に入園式が行われました。



新規就職者歓迎会

今年四月、幸田町内の事業所に新規就職した若者を励ます「歓迎会」が、四月十五日に百七十一名もの参加を得て中央公民館で開催されました。



常陸宮殿下を お迎えしてレスボ開催

四月二十一日、二十二日の両日蒲郡市を中心に第一回国際障害者レジャー・レクリエーション・スポーツ大会が開催され、幸田町においては二十一日に常陸宮殿下をお迎えして、ボーリング大会が開催されました。

幸田駅二線橋完成

昨年十月に着工した国鉄幸田駅二線橋が四月三日完成を祝つてカラオケ大会、緑化木配布などが行われました。

産業課

計量器定期検査

計量法に基づき、計量器の昭和59年度定期検査が下記日程により実施されます。該当の方は受検をお願いします。

とき 5月21日(月)

午前10時～午後3時

ところ 中央公民館

とき 5月22日(火)

午前10時～午後3時

ところ 商工会館

問合せ 役場産業課商工観光係

なお、昭和56年度の検査以後、受検計量器で廃止等された物については役場産業課商工観光係へ5月12日(土)までに連絡ください。

黒鯉・錦鯉・ヘラブナ種苗の斡旋

種類	大きさ	1尾単価
黒 鯉	15ミリ以上	7円から
錦 鯉	30ミリ以上	16円から
ヘラブナ	25ミリ以上	6円から

申込期日 5月20日まで

申込単位 50尾単位

※詳細は産業課まで

愛知県

岡崎県民サービスコーナー<5月の行事>

5/1～5/7 愛知こともの国施設パネル展

5/8～5/13 「西尾茶を写す会」写真展

5/14～5/20 西三河南部の植物写真展

5/22～5/28 私の好きな街並、街角写真展

交通事故相談

交通事故で被害を受け、損害賠償の請求方法、示談の進め方など交通事故の処理でお悩みの方はありますか。このような方を対象に無料で相談に応じておりますので、気軽にご利用ください。

各種相談

交通事故相談の他に、県政相談、住宅相談、年金相談、内職相談、弁護士による法律相談（予約制）などについても、無料で相談に応じております。

開設時間

午前10時から午後6時まで（原則として木曜日休み）

お知らせ

ところ

岡崎県民サービスコーナー（岡崎市康生通西2丁目 シビコ3階 ☎0564-24-1858）

一日教室受講者募集

とき 5月22日(火) 午前10時～正午

ところ 愛知県西三河消費生活センター

(岡崎市明大寺町字坂下11番地119)

テーマ 台所の衛生管理＝ゴキブリの駆除法

講師 岐阜市立第二看護専門学校

講師 白木有之

受講料 無料

申込期間 開催日の前日まで

申込先 愛知県西三河消費生活センター

☎0564-53-0999

粗大ごみの収集日程

5月1日 長嶺区、久保田区、坂崎区

5月2日 大草区、高力区

5月4日 鶯田区、新田区

5月7日 岩堀区、横落区

5月8日 { 荻 区、芦谷区、幸田区
三菱区

5月9日 { 里 区、市場区、海谷区
逆川区

5月10日 野場区、永野区、六栗区

5月11日 須美区、上六栗区、桐山区

※毎朝9時から収集します。

不燃物収集日程(5月分)

長 嶺(7、21) 里 (12、26)

久 保 田(7、21) 市 場(10、24)

坂 崎(7、21) 海 谷(12、26)

大 草(2、16) 野 場(14、28)

高 力(2、16) 永 野(5、19)

鶯 田(5、19) 須 美(10、24)

電 装 社 宅(5、19) 六 栗(14、28)

岩 堀(3、17) 六 栗 団 地(14、28)

新 田(5、19) 上 六 栗(14、28)

横 落(3、17) 桐 山(10、24)

荻 (9、23) 逆 川(10、24)

芦 谷(9、23) 三 菱(9、23)

幸 田(9、23)

※可燃物は、毎週火・金曜日に収集します。

お知らせ

5月の神経芽細胞腫検査

対象 昭和58年11月生れの乳児

※3か月児健診で配布した『ろ紙』に尿を湿らせて、岡崎保健所へ必ず郵送してください。

母子健康手帳交付日

とき	月 日	曜	時 間
	5月10日	木	午前10時～11時半
	17日	木	〃
	24日	木	〃
	31日	木	〃
	6月 7日	木	〃

ところ 母子健康センター

※妊娠届出書を忘れず、お持ちください。

※母子保健に関する説明をいたします。

教育委員会

移動図書館

とき 5月9日(水)

ところ 坂崎公民館 13時40分～14時20分
町立文庫 14時40分～15時40分

※親子で一緒に読書をしましょう。

今後の予定 8月1日(水) 時間、場所は同上

10月24日(水) 〃
1月30日(水) 〃第18回町民スポーツ大会
(軟式テニスの部)参加者募集

とき 5月20日(日) 午前9時から

ところ 中央運動場テニスコート

競技方法 ①日本軟式庭球オフィシャルルール
②トーナメント法、ダブルス個人戦
③1試合7ゲーム
④内容○男子の部 一般
○女子の部 一般
○シニア(男・女) 35才以上

申込期限 5月16日(水)まで

申込先 幸田町教育委員会

役場 2-1111(代表) 夜間2-1111～2-1114は宿直室へ接続

産業課 有線2328・6571

土地改良課 [夜間 2-1142]

有線2456

土木課 [夜間 2-1116]

有線2327・6581

水道課 [夜間 2-1117]

有線2450

ポンプ場 [直通 2-1890]

有線5880

教育委員会
事務局

有線2028

議会事務局 [夜間 2-1118]

有線2451・6601

消防署事務室 [直通 2-3822]

有線6565

通信室 [直通 2-3821]

有線3119

火事と救急は119番へ

家庭婦人バドミントン大会
参加者募集

とき 5月20日(日) 午前9時から

ところ 町立中央小学校 体育館

競技方法 ①1ゲーム11点、3セットマッチ、
2セット先取法
②トーナメント法 ダブルス戦
③日本バドミントン協会オフィシャルルール適用

申込期限 5月16日(水)まで

申込先 幸田町教育委員会

軟式テニスナイター教室
生徒募集

とき 5月19日(土)から毎週土曜日(10日間)

午後7時から午後9時

ところ 中央運動場テニスコート

参加費 2,000円

定員 20名

申込期限 5月16日(水)まで

申込先 幸田町教育委員会

※初心者の方大歓迎

消防署

危険物取扱者試験

試験日時 6月10日(日) 午前10時

受験願書仮受付 5月7日(月)まで

幸田町消防本部

受験願書受付 5月8日(火)～10日(木)

愛知県西三河事務所

(直接持参のこと)

危険物取扱者保安講習

受講申請日 5月29日(火)

受付時間 午前9時30分～正午

午後1時～午後4時30分

受付場所 愛知県庁西庁舎1階ロビー

(直接持参のこと)

お知らせ

総務課

行政相談〈毎月第3水曜日〉

とき 5月16日(水) 午前9時～正午
ところ 中央公民館 第5会議室
相談員 谷川 嘉明 自宅☎ 2-3490

幸田町犯罪状況

3月	侵入盗	車両関係盗	その他	計
件数	5	12	6	23

幸田町交通事故状況

3月	死亡	重傷	軽傷	小計	物損	合計
人数	0	0	9	9	—	9
件数	0	0	5	5	55	60

住民課

法律相談(無料)〈毎月第2土曜日〉

とき 5月12日(土) 午前9時～正午
ところ 中央公民館 第1会議室
相談員 弁護士 村越 健
予約制ですので予約は前日の午前11時までに住民課戸籍係までお申込みください。

心配ごと相談

とき 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 中央公民館 第5会議室
相談員

5月9日	清水 繁雄	磯部 キヨ
16日	占部 桂順	藤井 紀子
23日	志賀 信市	谷川 一枝
30日	小玉 隆夫	小栗 幸子
6月6日	山本 良雄	野沢 和子

※相談日は電話による相談もできます。
☎ 2-1111 (内線20)

母子家庭相談

とき 毎週月、水曜日 午前10時～午後5時
受付 住民課
相談員 愛知県母子相談員 長谷美代子

ガソリンスタンド日曜当番店

5月13日	花笠商事(株)	2-1664	野場
20日	本田屋商店	2-0054	幸田
27日	柴勝石油(株)	2-0374	芦谷
6月3日	三幸石油	2-1361	里

老人福祉センター行事

文化協会芸能訪問

5月15日	詩吟	吟城会
18日	民謡	荻ことぶき会
22日	民謡	愛好会
29日	日舞	赤堀社中

健康相談

毎週 火、木、金曜日 (担当、保健課)

保健課

3種混合予防接種

対象者 ○56年10月1日～57年1月31日生れ
○第1期(3回接種)完了後、12か月以上たっている者
○接種もれの幼児
接種方法 ○第1期は3～8週の間隔で3回接種します。
○第2期は第1期完了後、12か月以上たってから1回接種します。

月 日	曜	会 場	時 間
5月7日 14日	月 月	母子健康センター 〃	午後1:30～2:30 〃

急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種

対象者 ○58年1月1日～58年12月31日生れ
○58年以前の出で未接種者
接種方法 ○2回接種
○2回目までの間隔は6週間以上あけてください。

月 日	曜	会 場	時 間
5月29日 30日 31日	火 水 木	母子健康センター 〃 〃	午後1:30～2:30 〃 〃

不用犬引取日

5月9日(水)
23日(水) 午前10時までに印鑑を持って保健課へ来てください。
野犬などで困っている方は引取日の2、3日前に連絡してください。

役場 2-1111(代表)

総務課	有線2026
企画課	有線2458
企管課	有線2027・6591
税務課	有線2015(受付)・2457
住民課	有線3463
保健課	

当直医

診療時間(午前9~正午 午後2~6時)
下記の外、隣接市当直医市民病院へ

5月3日			
内科又は小児科	林 医 院	明 大 寺	51-1875
外 科	細井 医 院	福 岡	51-1325
産婦人科	河合 医 院	能 見	21-6591
皮 泌 科	長谷川 医 院	伊 賀 新	23-1871
耳鼻咽喉科	山本 医 院	連 尺 1	21-0359
眼 科	佐野 医 院	門 前 1	21-4909
5月5日			
内科又は小児科	船川 医 院	明 大 寺	51-1897
外 科	佐野 医 院	幸 田 2	5411
産婦人科	田那村病院	康 生 南	23-8161
皮 泌 科	渡辺 医 院	福 寿 1	23-8005
耳鼻咽喉科	中野 医 院	今 町 3	22-0261
眼 科	岡田 医 院	八 幡 1	21-0134
5月6日			
内科又は小児科	葵クリニック	中 田	53-7815
外 科	岡崎南病院	羽 根	51-5434
産婦人科	神谷 医 院	明 大 寺	51-5037
皮 泌 科	亀井 医 院	伝 馬 1	22-5110
耳鼻咽喉科	坂 堂 医 院	福 寿 1	21-6156
眼 科	杉浦 医 院	康 生 東	21-4880
5月13日			
内科又は小児科	中尾 医 院	柱	51-0018
外 科	美合 医 院	美 合	51-2521
産婦人科	いとう 医 院	南明大寺	51-2856
皮 泌 科	美合 医 院	美 合	51-2521
耳鼻咽喉科	渋谷 医 院	鶴 田 本	23-0169
眼 科	桐渕 医 院	唐 沢 1	22-1291
5月20日			
内科又は小児科	岡田胃腸科	若 松 東	54-0125
外 科	菅 医 院	美 合	53-2266
産婦人科	高田 医 院	幸 田 2	7331
皮 泌 科	大竹 医 院	明 大 寺	22-1449
耳鼻咽喉科	中西 医 院	伊 賀 7	22-3581
眼 科	小島 医 院	松 本 1	23-3381
5月27日			
内科又は小児科	柱 診 療 所	柱	51-4076
外 科	齊藤 医 院	伝 馬 3	21-0555
産婦人科	吉村 医 院	柱	51-1895
皮 泌 科	亀井皮膚科	羽 根	53-1128
耳鼻咽喉科	黒田 医 院	羽 根	52-0453
眼 科	鍋 田 医 院	中 島 43	2046
6月3日			
内科又は小児科	大見 医 院	上 青 野	43-2128
外 科	篠瀬 医 院	洞	24-0205
産婦人科	加藤 医 院	明 大 寺 本	21-3251
皮 泌 科	松 下 医 院	明 大 寺	51-5094
耳鼻咽喉科	松 下 医 院	明 大 寺	51-5094
眼 科	鈴木 医 院	幸 田 2	4612

なお、歯科は岡崎歯科医師会館(岡崎市六供町三本松 0564-21-0501)で診療。

時間:午前9時~11時半。

保険証を持参してください。

夜間歯科緊急当直医

木曜日の夜間(午後6時~午後9時)

5月10日	蜂須賀歯科	岩津町	45-4728
5月17日	服部歯科	若松町	51-1946
5月24日	林歯科	中町	22-6480
5月31日	船川歯科	中岡崎	21-0155

母子健康センター行事

月 日	曜	行 事	受付時間	備 考
5月 9日	水	母 親 教 室	午前 9:30 開講	お産と産後の生活についてのお話
		妊 婦 健 診	午後 1:30 ~ 2:30	内容一血圧、検尿、診察、血液検査、指導 健診料は無料です
5月 10日	木	母 親 教 室	午後 1:00 開講	妊娠中の異常と日常生活についてのお話
		1歳6か月児健診 (S.57.10.9~11.2) (とも者)	午前 9:30 ~ 10:30	内容一身体測定、歯科・内科健診、指導 フッ素の予約受付
5月 11日	金	3歳児健診 (S.56.4.1~4.30) (とも者)	午後 1:00 ~ 2:00	内容一検尿、身体測定 歯科・内科健診 指導
		予 約 健 診	午前 9:30 ~ 11:00	対象一各乳幼児健診で予約した者
5月 16日	水	8か月児健診 (S.58.8.19~9.16) (とも者)	午後 1:30 ~ 2:30	内容一身体測定、内科健診、指導
		育 児 相 談	午前 10:00 ~ 11:00	対象一乳幼児 内容一身体測定、指導
5月 23日	水	妊 婦 相 談	午後 2:00 ~ 3:00	内容一血圧、検尿、計測、指導
		3か月半児健診 (S.59.1.18~2.18) (とも者)	午前 9:30 ~ 10:30	内容一身体測定、内科健診、指導、離乳食講習 神経芽細胞腫検査用紙配布

乳幼児健診・妊婦健診には母子手帳を必ず持参ください。

戸籍異動

三月一日~三十一日届出
(順不同)
おめでとうございます
(37名)
林田 松鈴 黒石 水吉 羽米 山丹 岡田 附
中岡村 川川 野田 谷津 本野 田貴沙由
出生児
隆裕 恵健子 春子 之吾 洋輔 仁香 依里
明千聖将 真彰耕瑛 友代由里
康和光文 政賢純日春英建吉茂父
裕之雄五 男五一男樹二夫司光
横芦 大鷺芦鷺六高大永鷺大芦区
落谷 草田 谷田 栗力 草野 田草谷
梅澤 康太郎尚人敦哲弥郎
稻吉 哲郎
梅澤 康太郎尚人敦哲弥郎
梅澤 康太郎尚人敦哲弥郎

橋 塩 左 杉 橋 金 平 深 廣 三 多 梅 春 中 建 黒 中 黒 稲 伊 梅
月 右 浦 本 原 野 田 由 由 木 田 日 園 江 根 野 吉 澤
真 田 史 智 優 大 貴 有 佑 太 美 実 桂 雅 香 有 德 敦 哲 弥
智理 輔 恵 里 涼 大 政 子 太 晴 代 次 和 享 子
訓 里 岩 岩 堀 草 崎 堀 落 草 谷 場 田 栗 草 場 堀 場 堀
大 善 辰 好 康 賢 宗 憲 房 義 滿 德 克 考 龍 德 幸 金 守 正
圓 吾 夫 直 男 治 雄 史 男 秋 夫 壽 志 史 己 治 夫 夫 康 樹
大 坂 岩 里 里 大 横 大 六 市 芦 野 鷺 六 大 大 市 岩 野 岩
草 崎 堀 草 落 草 栗 場 谷 場 田 栗 草 場 堀 場 堀

田 小 杉 山 伊 林 井 鈴 平 草 鈴 谷 石 川 井 戸
中 林 浦 崎 藤 本 木 岩 次 木 川 口 戸
死亡者
義 長 は 芳 や た か 憲 た し チ リ 亮 か じ 保 しき
信 る る や う た か ま う エ ワ エ
おくやみ申し上げます
(15名)
年令
42 75 95 48 70 92 44 89 73 75 79 74 88 54 82
玲 憲 光 樹 正 伊 佐 重 由 勇 光 清 斎 次 郎
子 藏 男 之 信 ま る 三 市 田 由 一 江 助
横 海 坂 上 海 大 市 野 須 荻 野 高 鷺 岩 芦 谷
落 谷 崎 粟 谷 場 場 場 場 堀 区